

つがる市不妊治療費助成事業のお知らせ

つがる市では少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対して、治療に対する経済的負担の軽減を図ることを目的に治療費の助成金交付事業を実施します。

● 助成の対象となる方

法律上の婚姻関係にある夫婦(原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も含む。以下「夫婦」という。)で、下記について全て該当される方

- ①医療保険適用となっている不妊治療(一般不妊治療・生殖補助医療(男性不妊治療含む。))を行っている
- ②夫婦ともに申請時点において市税等の滞納がない
- ③治療開始から申請日まで夫婦の双方又は一方が市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳に記載されている
- ④他の市区町村において、同一の不妊治療に要した経費の助成を受けていない、又は受ける見込みがないこと

● 助成額

助成する額は、医療保険適用となっている不妊治療(一般不妊治療・生殖補助医療(男性不妊治療含む。))に要した費用の全額。ただし、医療保険各法に基づく高額療養費等の給付がされる場合は、その給付の額を控除した額。

● 申請に必要なもの

次の必要書類を添えて、治療終了後4カ月以内に申請してください。

- ①不妊治療費助成金交付申請書※¹
- ②申請しようとする治療に係る領収書と診療明細書の原本
- ③不妊治療費助成事業受診等証明書※²
- ④健康保険証の写し
- ⑤限度額適用認定証の写し
(限度額適用認定証の交付申請についてはご加入の健康保険組合・協会にご確認ください)
- ⑥市税に滞納がないことを証明する書類。ただし、市税納付状況を市長が確認することについて申請者が同意した場合は、添付を省略することができる。
- ⑦その他市長が必要と認める書類

※1・2 子育て健康課にて配布、またはつがる市ホームページよりダウンロードできます。

● 事務手続きの流れ

